

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年5月26日(2023.5.26)

【公開番号】特開2021-194071(P2021-194071A)

【公開日】令和3年12月27日(2021.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2021-063

【出願番号】特願2020-100496(P2020-100496)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月17日(2023.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による操作の受け付けが許容されているとき、その操作対象を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段と

を備え、

遊技者による操作の受け付けがなされると、該受け付けに応じた受付後表示が表示されうる遊技機であって、

前記受付後表示は、第1の受付後表示及び第2の受付後表示を含む複数の受付後表示のいずれかで表示可能とされ、

前記受付後表示が前記第2の受付後表示として表示される場合は、該第2の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該第2の受付後表示が非表示の状態にされうるが、前記受付後表示が前記第1の受付後表示として表示される場合は、該第1の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該第1の受付後表示が非表示の状態にされないようになっており、

前記特定条件が成立したことを契機として前記第1の受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに输出開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記第2の受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに输出開始される場合と、前記特定種別の演出音が新たに输出開始されない場合とがあるようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したときは、該特定条件が成立したことを契機として前記第1の受付後表示が非表示の状態にされない場合と、該特定条件が成立したことを契機として前記第2の受付後表示が非表示の状態にされる場合とのいずれであっても、該特定条件が成立したことを契機として、前記特定種別の演出音とは異なる特別音が输出可能とされるようになっており、

30

40

50

さらに、

前記摸画像表示は、前記特定条件が成立したことを契機として非表示の状態にされる場合と、前記特定条件とは異なる条件を契機として非表示の状態にされる場合とがあり、

前記特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、前記特定種別の演出音が新たに出力開始される場合と、前記特定種別の演出音が新たに出力開始されない場合とのいずれであっても、該摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示が表示されることがないのに対し、

前記特定条件とは異なる条件を契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに前記消滅演出表示が表示される場合と、前記消滅演出表示が表示されない場合との両方がある

10

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による操作の受付けが許容されているとき、その操作対象を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段と

を備え、

遊技者による操作の受付けがなされると、該受付けに応じた受付後表示が表示されうる遊技機であって、

前記受付後表示は、第1の受付後表示及び第2の受付後表示を含む複数の受付後表示のいずれかで表示可能とされ、

30

前記受付後表示が前記第2の受付後表示として表示される場合は、該第2の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該第2の受付後表示が非表示の状態にされうるが、前記受付後表示が前記第1の受付後表示として表示される場合は、該第1の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該第1の受付後表示が非表示の状態にされないようになっており、

前記特定条件が成立したことを契機として前記第1の受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記第2の受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始される場合と、前記特定種別の演出音が新たに出力開始されない場合とがあるようになっており、

40

さらに、

前記特定条件が成立したときは、該特定条件が成立したことを契機として前記第1の受付後表示が非表示の状態にされない場合と、該特定条件が成立したことを契機として前記第2の受付後表示が非表示の状態にされる場合とのいずれであっても、該特定条件が成立

50

したことを契機として、前記特定種別の演出音とは異なる特別音が出力可能とされるようになっており、

さらに、

前記摸画像表示は、前記特定条件が成立したことを契機として非表示の状態にされる場合と、前記特定条件とは異なる条件を契機として非表示の状態にされる場合とがあり、

前記特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、前記特定種別の演出音が新たに出力開始される場合と、前記特定種別の演出音が新たに出力開始されない場合とのいずれであっても、該摸画像表示を非表示にするときに消滅演出表示が表示されることがないのに対し、

前記特定条件とは異なる条件を契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる場合は、該摸画像表示を非表示にするときに前記消滅演出表示が表示される場合と、前記消滅演出表示が表示されない場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50